

# **むつ都市計画の 変更に伴う説明会**

**令和2年10月10日（土）**

# 都市計画道路の変更

# 都市計画道路について

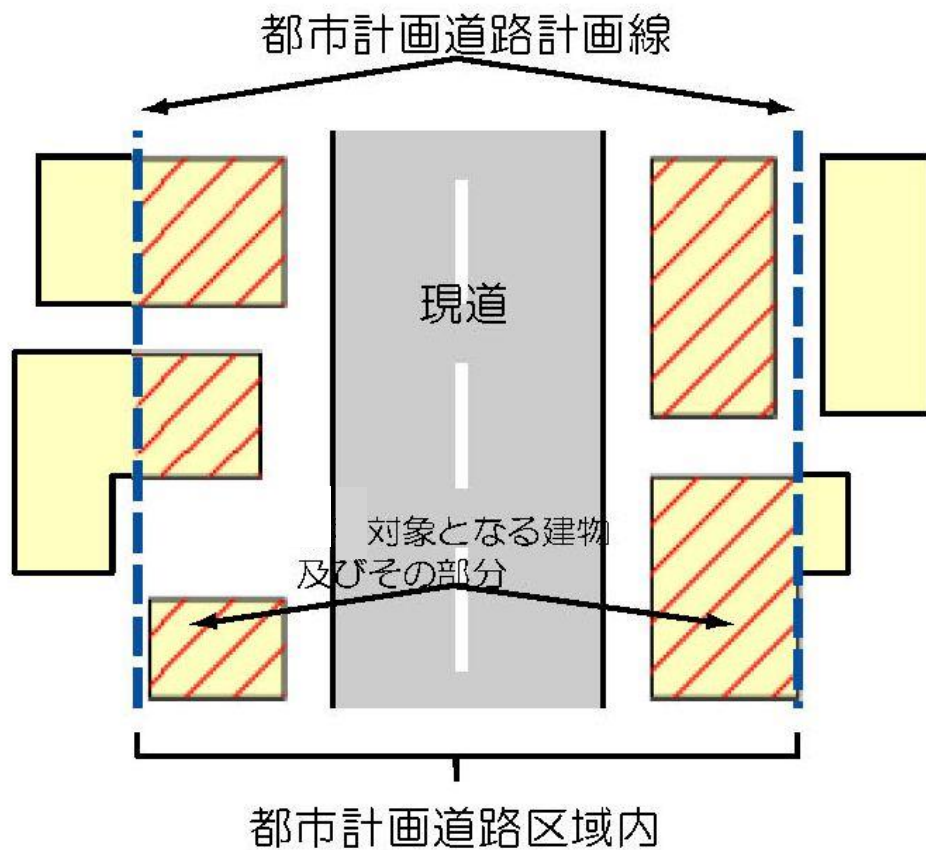
## ○都市計画道路とは：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路

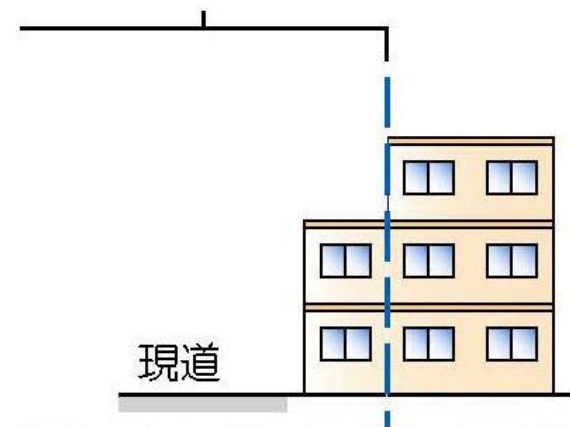
## ○目的とその効果：

都市に必要な道路の建設を円滑に行うため、事前にルートを示すとともに、道路予定地内において、比較的容易に移転、除去できるもの以外の建築制限を行う。

# 建築制限のイメージ



都市計画道路区域内



階数が2以下で、かつ  
地階を有しないこと  
木造等の比較的容易に除去  
できるものに限る

# 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可

## ○都市計画法第53条第1項の規定による許可申請とは

都市計画施設（おもに都市計画道路等）の区域、計画地内において、建築物を建築しようとするときは、市長（むつ市長）の許可が必要になります。

## ○許可の基準

- 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 上記の二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるもの。

## ○許可の流れ（1・5・1号むつ横浜線の区域内に建築物を建築する場合）

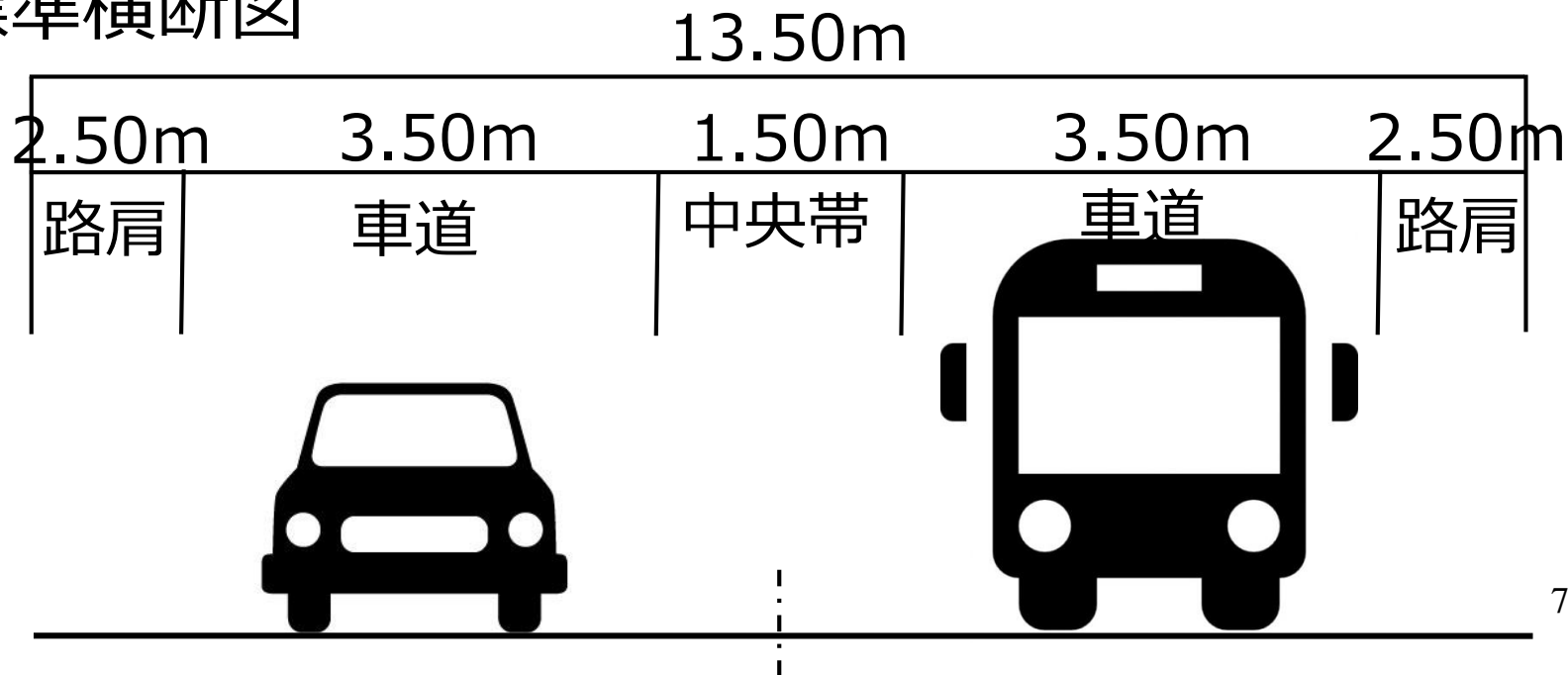
- むつ市の区域内は、むつ市都市計画課へ申請→むつ市長の許可
- 横浜町の区域内は、横浜町企画財政課へ申請→同課が書類確認後むつ市へ書類を送付→むつ市長の許可
- 都市計画施設の区域内に入っているかどうかの確認や許可申請の受付はむつ市都市計画課及び横浜町企画財政課で行っています。



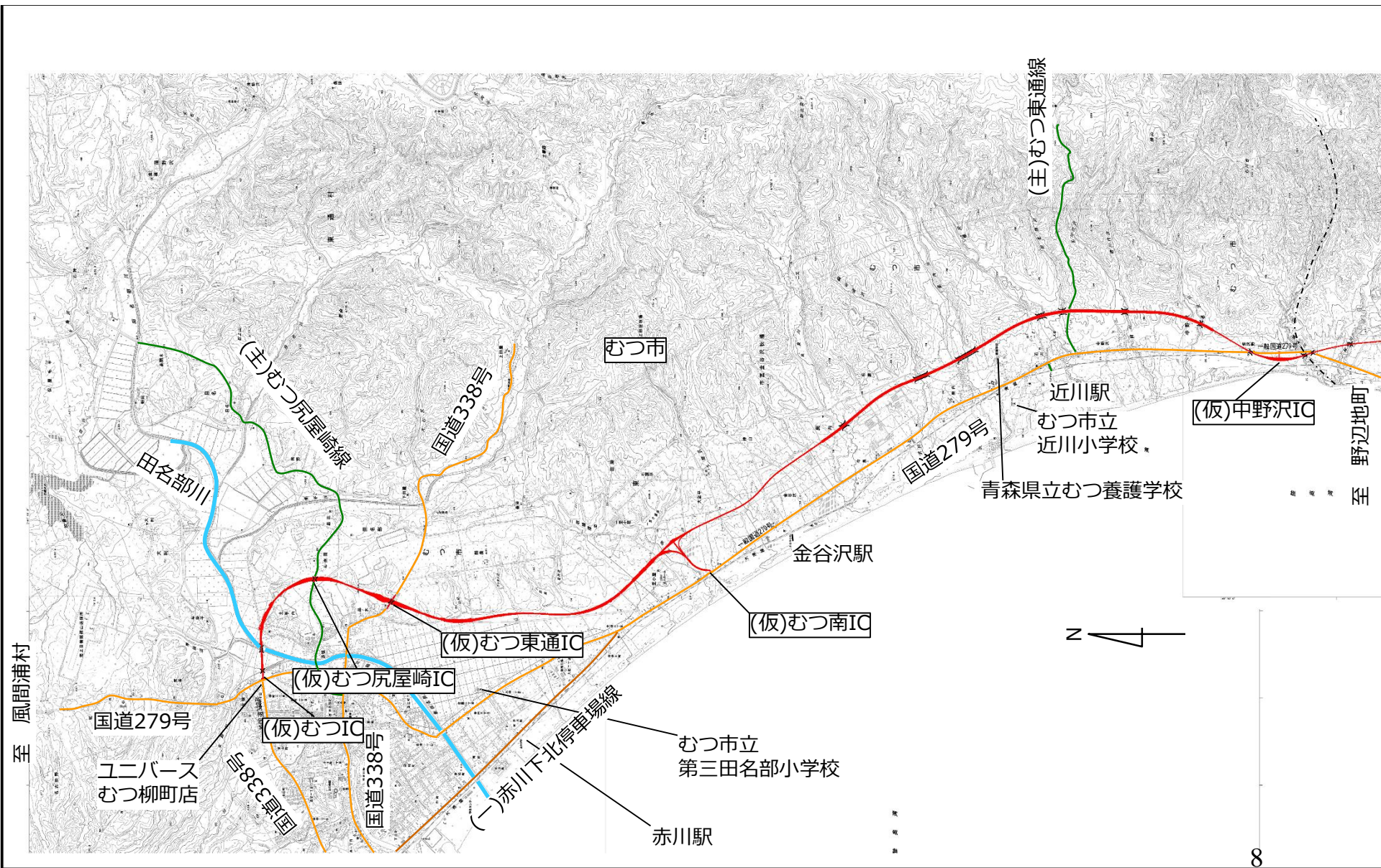
# (都) むつ横浜線の計画概要

計 画 延 長 : 約 3 6 k m  
車 線 数 : 2 車 線  
道 路 区 分 : 第 1 種 第 3 級  
設 計 速 度 : 8 0 k m / h  
都市計画対象事業 : 一般国道の改築

## ○標準横断図



# (都) むつ横浜線の総括図① (むつ市側)



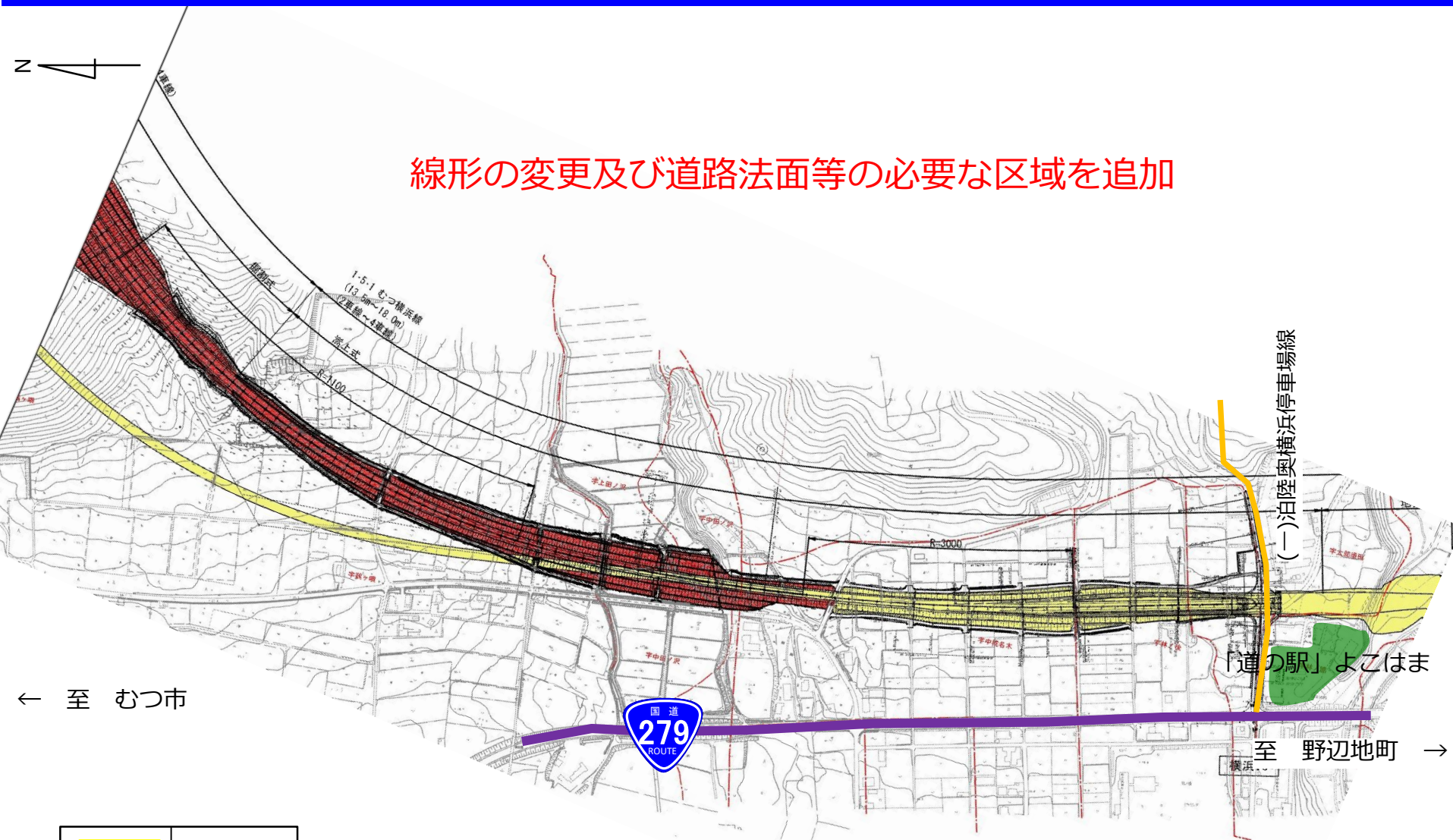


# (都) むつ横浜線の総括図② (横浜町側)



# (都) むつ横浜線の平面図① (変更区間)

線形の変更及び道路法面等の必要な区域を追加

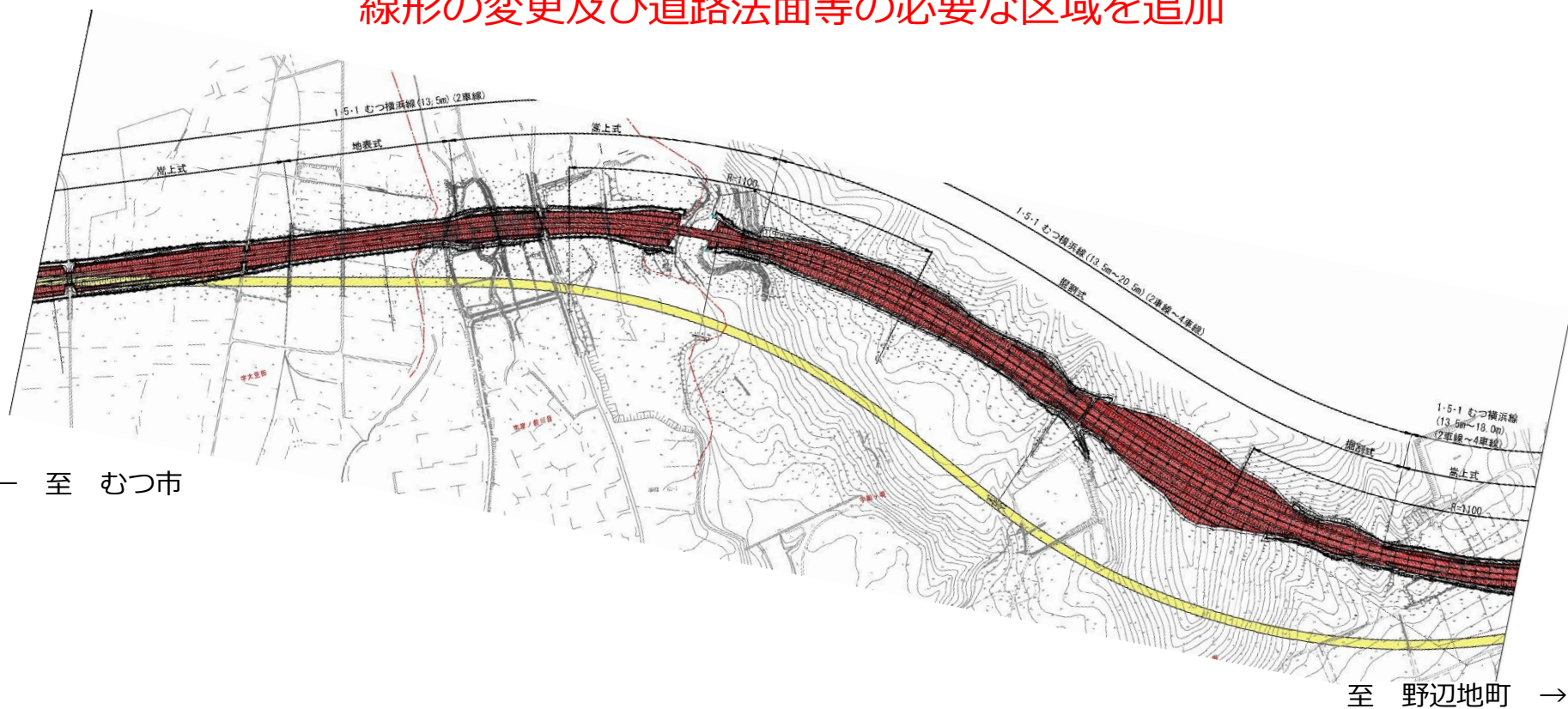


	変更前
	変更後

# (都) むつ横浜線の平面図② (変更区間)

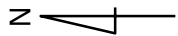


線形の変更及び道路法面等の必要な区域を追加

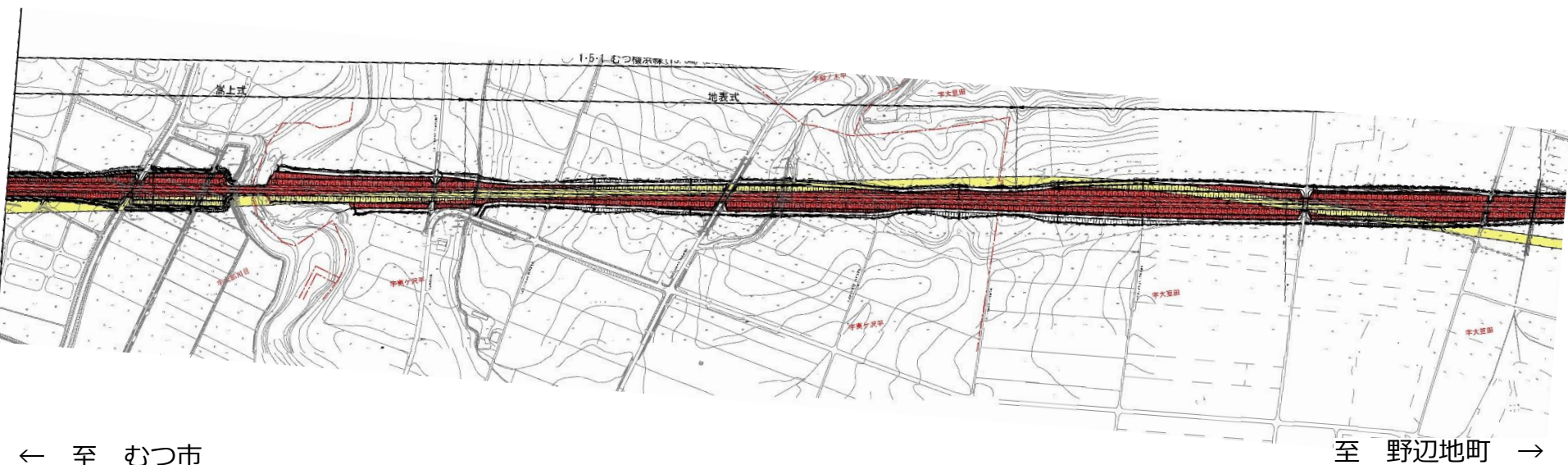


	変更前
	変更後

# (都) むつ横浜線の平面図③ (変更区間)

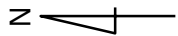


線形の変更及び道路法面等の必要な区域を追加

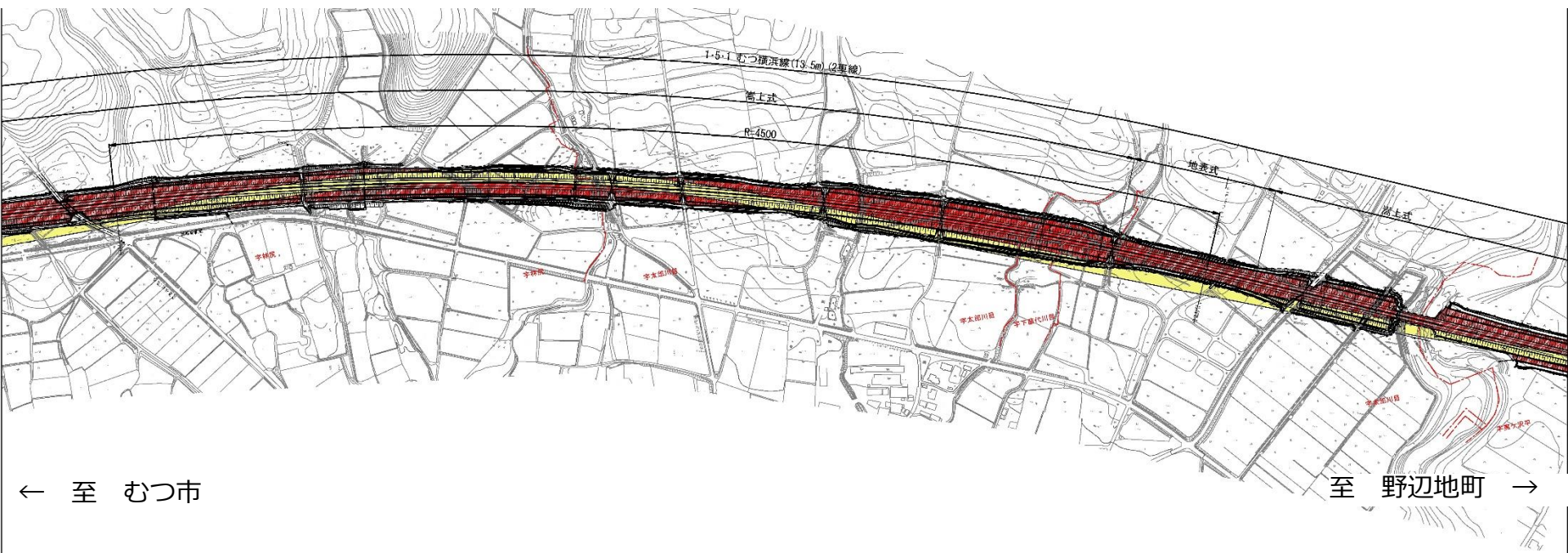


	変更前
	変更後

# (都) むつ横浜線の平面図④ (変更区間)



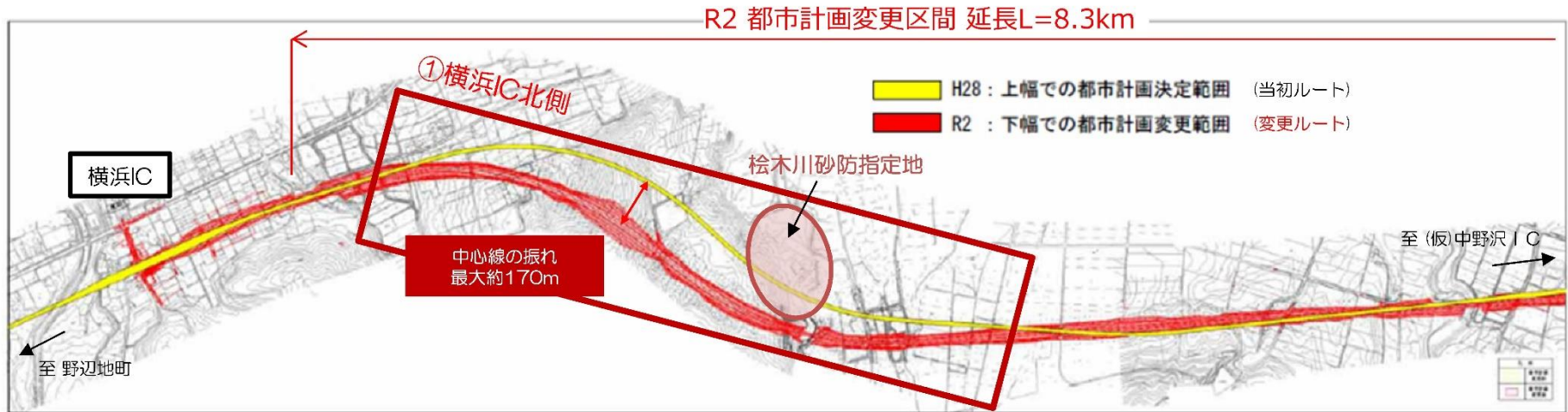
線形の変更及び道路法面等の必要な区域を追加



	変更前
	変更後



# (都) むつ横浜線の変更理由① (線形)

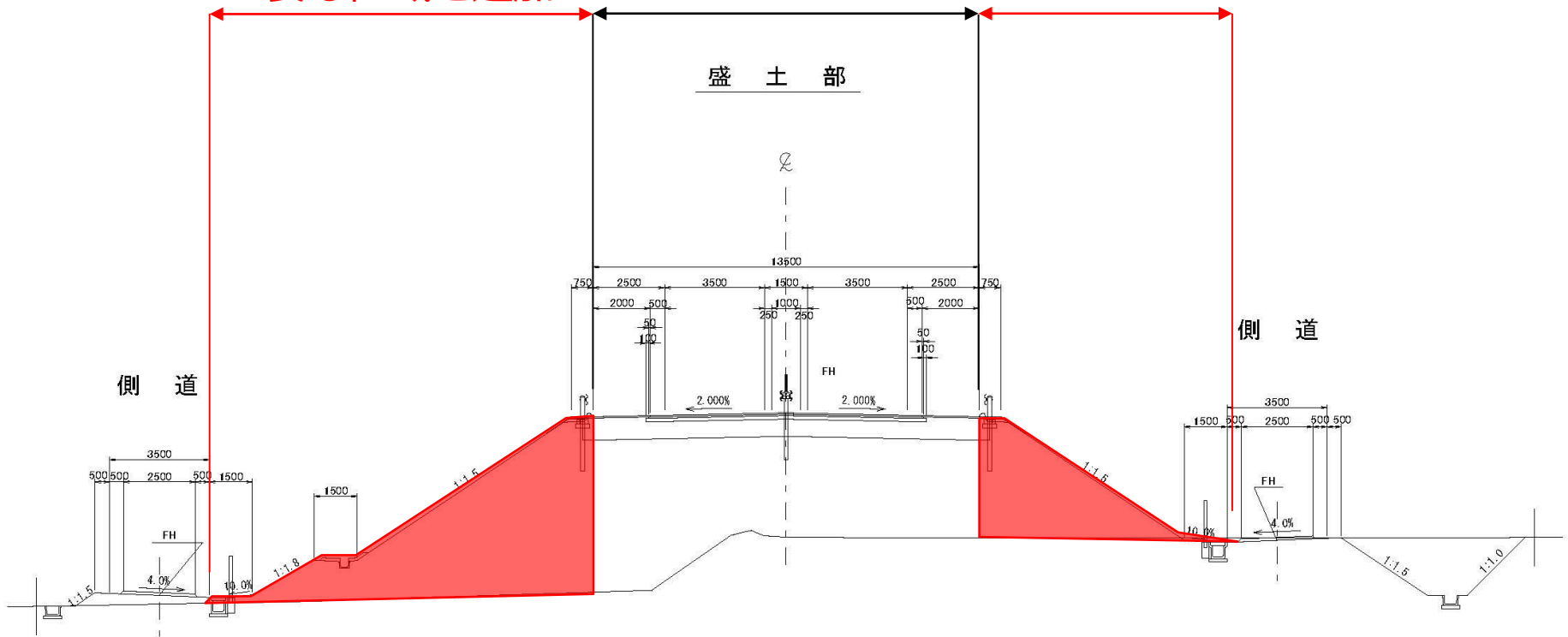


# (都) むつ横浜線の変更理由② (法面)

道路法面等で必要な区域を追加

既に都市計画決定されている区域

道路法面等で必要な区域を追加





# 今後のスケジュール

10月10日（本日）

都市計画原案の説明会

10月12日～10月26日

原案の縦覧

閲覧場所

県庁都市計画課  
むつ市都市計画課  
横浜町企画財政課

※午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

原案に対して、意見を述べたい場合は、10月26日までに申出

11月4日

都市計画原案の公聴会

※申出がない場合は、公聴会自体開催されません

公聴会等の意見を参考に原案→案を作成

11月13日～11月26日（予定）

案の縦覧

閲覧場所

県庁都市計画課  
むつ市都市政策課  
横浜町企画財政課

※案に対し、意見がある場合は、意見書を提出できます  
（意見は審議会で提示されます）

12月23日（予定）

青森県都市計画審議会

## ○原案の縦覧

閲覧場所において、都市計画原案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

## ○公聴会

原案に対して、住民の皆様が意見を述べる場です。むつ市・横浜町在住であれば申出が可能です。公聴会の意見については、後日、回答します。

## ○案の縦覧

閲覧場所において、都市計画案（今回決定する道路のルートや横断）を見ることが可能です。

## ○青森県都市計画審議会

学識経験者等の第三者からなる審議会で、都市計画の案について調査・審議し適切かどうか意見を知事に答申する